

# 説 明 資 料

2008年12月5日

日本学生支援機構

## ○概要

本年6月に奨学金の返還促進に関する有識者会議が取りまとめた「日本学生支援機構の奨学金返還促進策について」において、返還開始後一定の時期における延滞者について、当該延滞者の情報を個人情報信用情報機関に提供することにより、延滞者への各種ローン等の過剰貸付を抑制し、多重債務化への移行を防止することは、教育的な観点から極めて有意義であるとの提言を受け、当機構では、延滞者に限って、その情報を個人情報信用情報機関へ提供することとして、本年11月に全国銀行個人情報センターに加盟しました。

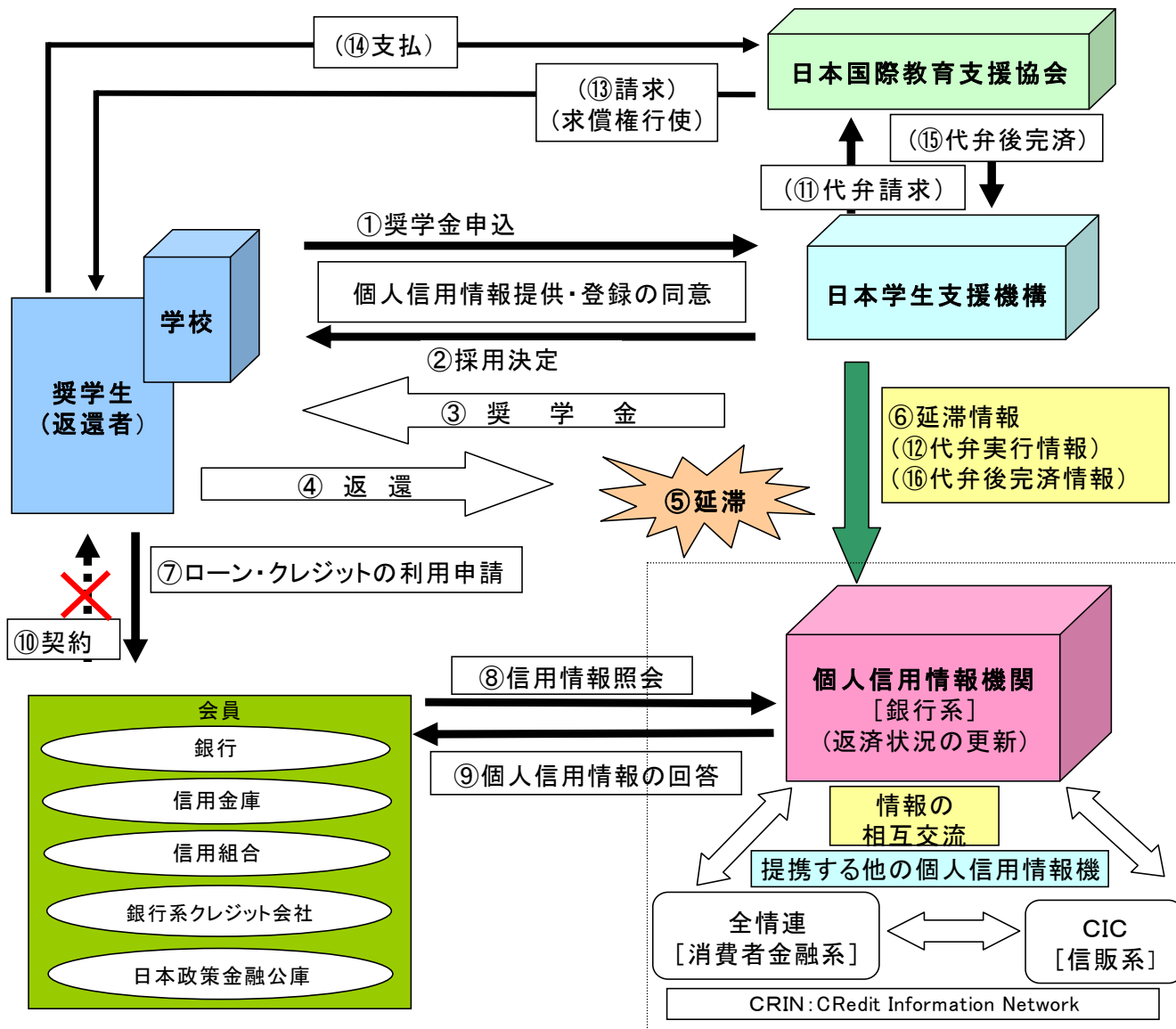
## ○当機構での個人情報信用情報機関の利用方法

- (1) 機構から個人情報の提供は、延滞者に限定します。
- (2) 個人情報信用情報機関に登録されている情報は、与信判断(採用時)には利用しません。
- (3) 個人情報信用情報機関側の最新住所情報を入手し、機構での住所確認に活用します。
- (4) 機構以外からの借用情報(奨学金以外のローンの返済状況等)を入手し、多重債務に陥っているような場合には、即時に法的処理に入ります。

## 2 個人情報登録の対象者とスケジュール等

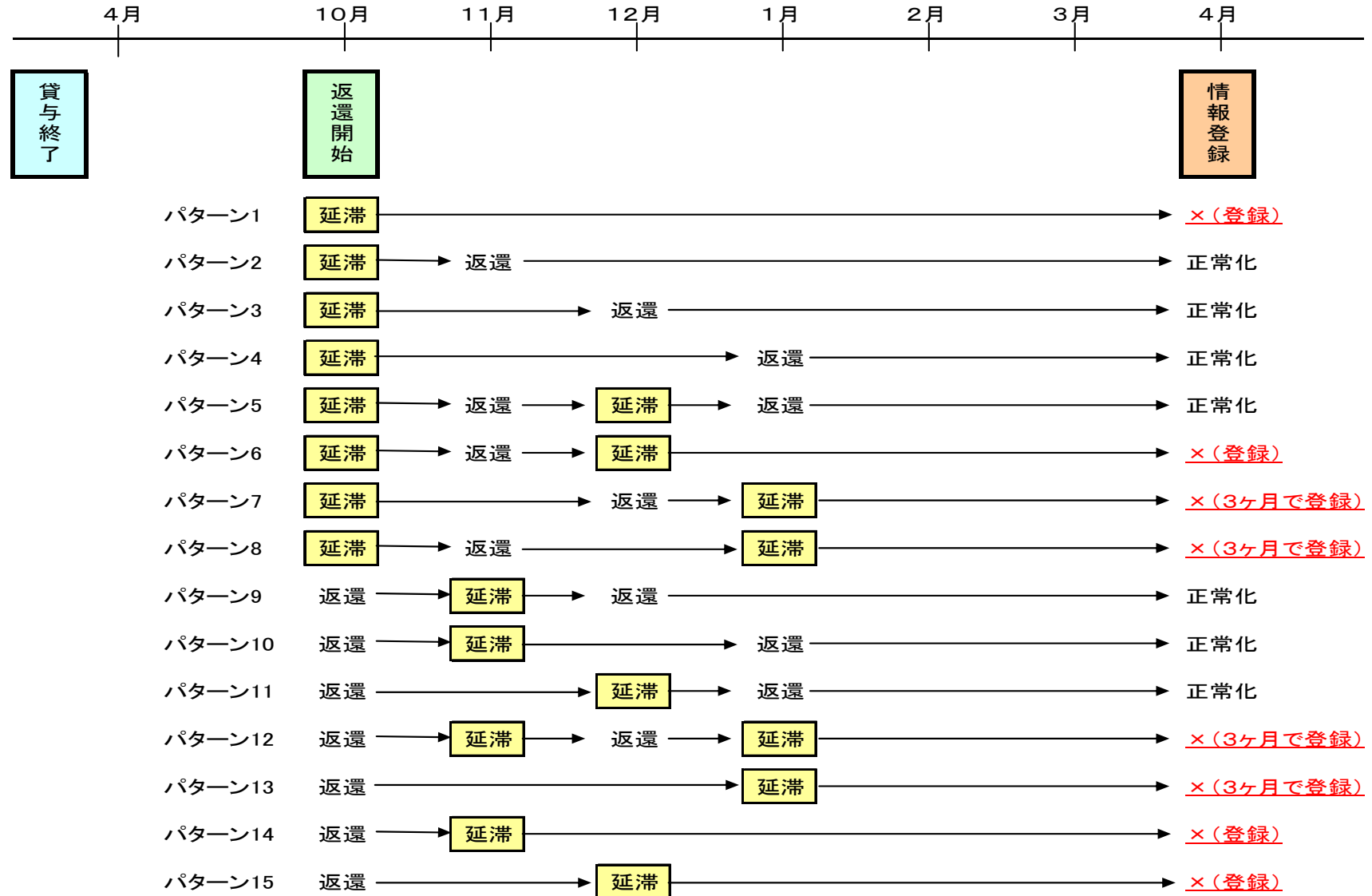
区分	個人情報の登録を行う対象者		同意書送付 対象者数	同意書の		
				交付時期	提出期限	未提出者
1	平成20年度までの採用者	平成21年度以降の貸与の継続者	80万件	H20.12月上旬	H21.1中旬	廃止
		平成20年度末貸与終了者	31万件	H20.12月上旬	H21.2中旬	—
2	平成21年度以降採用者	予約採用候補者	18万件	H20.12月上旬	H21.4～6 進学届提出時	採用しない
		在学採用者	20万件	H21.4以降	H21.4以降 申込時	申込資格なし
3	返還者		260万件	H21.1以降	振替案内送付時 請求書送付時	—

# 3 個人信用情報機関の活用のしくみ



- 1 申込～採用決定、振込
  - ① 奨学金申込
  - ② 採用決定
  - ③ 奨学金の振込
- 2 返還開始～延滞発生
  - ④ 返還開始
  - ⑤ 延滞発生(返還開始6ヶ月経過後に延滞3ヶ月)
  - ⑥ 個人信用情報機関への延滞情報の登録
- 3 返還者(個人信用情報機関に延滞者として登録中)がクレジットカードの利用申請～契約不可
  - ⑦ クレジットカードの利用申請
  - ⑧ 会員からの信用情報照会
  - ⑨ 個人信用情報機関からの信用情報の回答
  - ⑩ 会員判断により契約拒否
- 4 機関保証制度加入者の例(代弁実行～代弁実行後完済)
  - ⑪ 代弁請求
  - ⑫ 個人信用情報機関への代弁実行情報の登録
  - ⑬ 日本国際教育支援協会から返還者への請求
  - ⑭ 返還者から日本国際教育支援協会への支払
  - ⑮ 完済の場合に代弁後完済情報を日本学生支援機構へ
  - ⑯ 日本学生支援機構から代弁後完済情報を個人信用情報機関へ

# 4 個人情報登録時期

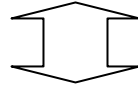


# 5 提携する個人情報機関について

(登録される情報)

- ① 個人の情報として、氏名、性別、住所、生年月日、電話番号、勤務先名、勤務先電話番号等。
- ② 契約の情報として、奨学金の種類、貸与総額、最終返還期日等。
- ③ 延滞の情報として、延滞発生日、延滞額、延滞解消日、完済日、代位弁済日等。  
※住所、勤務先等に変更があった場合は追加登録される。

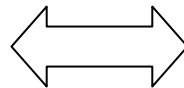
日本学生支援機構  
想定登録情報量 年間約5万件



全国銀行個人情報センター  
＜銀行系＞  
保有情報量 約1億2,900万件

情報相互交流  
CRedit Information Network (CRIN)

全国信用情報センター連合会  
（全情連）＜消費者金融系＞  
保有情報量 約2,351万件



(株)シー・アイ・シー  
（CIC）＜信販系＞  
保有情報量 約4億8,800万件

(登録の期間等)

- ① 登録された情報は返還完了まで登録され、毎月の返済情報（一部入金、全額入金、入金なし、完済等）が追加される。
- ② 延滞が解消した場合、「延滞解消」情報が5年間登録される。
- ③ 代位弁済情報は、代位弁済後5年間登録される。その間に完済した場合にのみ完済情報が登録される。